4)

ひとりぐらし、高齢者のみの世帯のかたへのサービス

ひとりぐらし等高齢者登録

ひとりぐらしのかたや高齢者のみの世帯のかたに緊急連絡先、電話番号などを登録していただき、緊急時や災害時の安否確認、避難支援などにつなげます。

対 象 65歳以上の高齢者のかたで次のいずれかに該当するかた。

- ①ひとりぐらしのかた、または高齢者のみの世帯のかた。
- ②65歳未満の同居家族が義務教育終了前のかた、または常時介護が必要なかたのみであるかた。
- ③同居家族が就労等のために日中など一定の時間帯に一人または高齢者のみになるかた。

費 用 無料

その他 世帯ごとではなく、お一人ずつの登録が必要です。

問い合わせ

高齢福祉課 在宅事業係 **☎** 5722-9839 FM 5722-9474 各地域包括支援センター

電話訪問(さわやかコール)

定期的に自宅にお電話をし、安否確認等を行います。

対 象 ひとりぐらし等高齢者登録をされているかた。

費用無料

度 週1回~週3回

その他 非常通報システムおよび配食サービスとの併用はできません。

問い合わせ

高齢福祉課 在宅事業係 **☎** 5722-9839 FAX 5722-9474 各地域包括支援センター

食事サービス(週1回)

週1回(日曜日)昼食を自宅までお届けします。

費 用 1食 244円~541円(食事の種類による)。

その他 食事のお届けは手渡しとしています。

問い合わせ

高齢福祉課 在宅事業係 **☎** 5722-9839 FAX 5722-9474 各地域包括支援センター

非常通報システム

自宅内での急病や突発的事故の際、あらかじめ設置された専用通報機のボタンを押すと、 コールセンターに通報が入ります。

センターでは、看護師または保健師の資格を持ったスタッフが24時間体制で対応し、緊急の場合には、救急車の手配や親族等への連絡を行います。また、要件を満たすかたは、在宅時の異常を判断して自動通報する「生活リズムセンサー」を追加することができます。

- **対 象** ひとりぐらし等高齢者登録をされているかたで、①・②のいずれかに該当するかた。
 - ①固定型通報機とペンダント型通報機の場合
 - ・固定電話をお持ちのかた。
 - ※自動通話録音機や自動着信拒否装置との併用はできません。
 - ※単身で近隣に親族が居住していないかたで、常時ねたきりでないかたは、生活リズムセンサーを併せて利用することができます。
 - ②モバイル型通報機の場合
 - ・携帯電話(スマートフォンを含む)の使用方法を理解しご利用いただけるかた。
 - ・携帯電話または固定電話をお持ちのかた。
- 費 用 月額286円。 生活リズムセンサーを設置するかたは491円。 生活保護受給世帯および住民税非課税世帯のかたは無料。
- その他
- ・電話訪問事業、配食サービス(介護認定を受けていないかた)との併給はできません。
- ・認知症のかたはご相談ください。
- ・1 か月に1度、体調等を確認するため、コールセンターからお伺い電話を かけます。
- ・警備会社がご自宅の鍵を預かります。
- ・介助目的での利用はできません。

問い合わせ

高齢福祉課 在宅事業係 **☎** 5722-9839 FAX 5722-9474 各地域包括支援センター

高齢者見守り訪問事業

地域のボランティアが、見守りを希望する高齢者に対して、定期的に(2週間に1回以上)、安否の確認を目的とした訪問を行います。

対 **象** 目黒区内にお住まいの65歳以上のひとりぐらし又は高齢者のみの世帯でひとりぐらし等高齢者登録をされているかた。

費 用 無料

申 込 み 各地域包括支援センターへ

問い合わせ

福祉総合課 地域ケア推進係 **☎** 5722-9385 FAX 5722-9062 各地域包括支援センター

火災安全機器設置

防火への配慮が必要なひとりぐらし等の高齢者に対して、火災安全機器を設置します。

【電磁調理器・火災警報器・自動消火装置】

対 **象** ひとりぐらし等高齢者登録をされている単身または高齢者のみの世帯の かたのうち、防火等の配慮が必要なかた。

費 用 給付額の1割(生活保護受給世帯および住民税非課税世帯のかたは無料)

問い合わせ

高齢福祉課 在宅事業係 **な** 5722-9839 FAX 5722-9474 各地域包括支援センター

火災安全システム

火災警報器が火災を察知した場合、戸外に設置したベルで周囲に知らせるとともに室内 に設置した通報機が自動的に消防庁へ通報し、消防車が出動します。

対 **象** ひとりぐらし等高齢者登録をされている単身または高齢者のみの世帯のかたのうち、心身機能の低下や居住環境等の理由から防火の配慮が必要なかた。

費 用 給付額の1割(生活保護受給世帯および住民税非課税世帯のかたは無料)

その他設置時に配線の工事があります。

問い合わせ

高齢福祉課 在宅事業係 **☎** 5722-9839 FAX 5722-9474 各地域包括支援センター

福祉電話の設置

区所有の福祉電話を、安否確認や緊急対応等が必要な高齢者のかたへお貸しします。

費用・取付工事費は無料です。

・電話機のレンタル料、通話料金等の電話利用料金は自己負担です。

その他 住居が持家でない場合は、家主の「福祉電話設置承諾書」が必要です。

問い合わせ

高齢福祉課 在宅事業係 **☎** 5722-9839 FAX 5722-9474 各地域包括支援センター

家具転倒防止器具の取付費用助成

施工業者による家具転倒防止器具の取付費用を区が助成します。

対 **象** 65歳以上の目黒区在住のかたで、要介護 4・5 のかた、またはひとりぐらし 等高齢者登録をされているかた。

支給内容 取付費用20,000円まで区が助成します(器具代含む)。

申請に必要なもの・助成申請書・助成交付請求書

・金額内訳の分かるもの(見積書・内訳書など) ・領収書の写し

問い合わせ

高齢福祉課 在宅事業係 **☎** 5722-9839 FAX 5722-9474 各地域包括支援センター

ごみ・資源訪問収集

集積所までごみや資源を出すことが困難な高齢者のかた等のお宅に、ごみや資源を収集に伺います。ごみや資源は1階の玄関先などに置いていただきます。

対 象 身近な人などの協力を得ることができず、ごみ出しの困難なかたで、原則 として、「ひとりぐらし等高齢者登録」をされているかた、および障害を持 つひとり暮らしのかた。

その他 建物や周辺の状況により訪問収集ができない場合がありますので、事前に 職員が現地調査に伺います。

問い合わせ 清掃事務所 🏠 3719-5345 FAX 3719-5064

シルバー便利班

シルバー人材センターでは、家庭内の家事や修繕など、次のような仕事をお請けします。

仕事の内容	費用	単位
お風呂場清掃	5,600円~	1室につき
網戸の張替え	2,830円~	1枚につき
水道蛇口パッキン交換	2,240円~	1個あたり
部屋の片付け・掃除	2,240円~	1時間あたり
粗大ごみの搬出 [※]	2,240円~	1時間あたり
電球の交換	1,680円~	1件につき
植木の水やり	1,120円~	1回につき
包丁研ぎ	800円~	1本につき

※ごみの大きさ、重さによってはお請けできない場合もあります。

問い合わせ 目黒区シルバー人材センター 🕿 3793-0181 FAX 3793-0588